

みどり通信

第175号 2010. 4. 5

CONTENTS

● ひと言発言	P1	● 一倉 定 経営心得	P8
● 税務	P3	● FX2活用事例	P9
● 損害保険	P5	● これからの研修	P10
● 生命保険	P6	● あとがき	P10
● 社会保険	P7	● 営業カレンダー	P11



春ですね (4/5撮影)

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

4月

“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）を掲載いたします。

次の内容は、4月5日のホームページ掲載のものからです。

『“危ない社長”にならないために…』

3月6日このコーナーに、「3つ以上に該当する社長は倒産予備軍」という八起会の野口誠一さんの「倒産する社長の共通10項目」を掲載させていただきましたが、その内容についてのまとめが、「野口 誠一のコラム“生き残る企業の条件”」に掲載されていましたので紹介します。

・・・成功者にはすべて、その成功を導いた那人独自の天分なり、努力なりがある。それはその人の個性にしっかりと結びついていて、余人にはなかなか真似ができない。

一方、失敗者には多くの共通点がある。それを参考にしてその共通点を回避するなり、克服するなりすれば、少なくとも失敗を免れることは可能であろう。

その意味で、前回まで「倒産する社長の共通10項目」を紹介したが、まとめとしてもう一度ここに列記してみよう。

1. 自己中心
2. 悪いことはすべて他人のせい
3. 嫌いなこと、苦手なことは避ける
4. 真の勇気がない(縮小、謝罪、相談)
5. 頭で分かっていても実行しない
6. お人好し(頼まれたらノーと言えない)
7. 還元の心なし
8. 反省心の欠如
9. 時間販乏(働きすぎ、遊び過ぎ)
10. 公私混同(金銭感覚の欠如)

改めて10項目をして、「なんだ、わかりきったことばかりじゃないか」と思われる方には、次のエピソードを紹介しよう。

中国の詩人・白楽天が、高僧・道林禪師に「仏教の神髓は何ですか」と尋ねたところ師は「諸惡莫作、衆善奉行（しょあくまくさく、しゅうぜんぶぎょう）」（悪いことはするな。良いことをしなさい）と答えたという。

白楽天がムッとして、「そんなことは3つの子どもでも知っているよ」と反発したところ、師は「三つの子どもが知っていることを、80の老人でも行うことは難しい。それが現実ではないか」と答えたという。

ここに掲げた10項目は、八起会「失敗学」の集大成である。理解は簡単だが、実行は難しい。この10項目のうち3項目以上に該当するようなら、「危ない社長」と言つていい。

ためしに社員・従業員たちに、無記名でチェックしてもらう手もある。客観的な「社長像」が現れるに違いない・・・

出典は下記のWebからです。

http://www.koushinococoro.com/magazine/business/noguchi_kigyou/backnumber.html

わかっていることと、実行することは全くべつもの。いかに、それを認めて行動に移すかどうかが、生き残る会社になるか、倒産して消えていく会社になるのかの分かれ目のようにです。

普段、野口誠一さんが、講演等で話されている「倒産する会社の特徴」としては、

- | | |
|---------------|--------------|
| ①倒産を恐れていない | ②うまい話にすぐに乗る |
| ③お金大切にしない | ④計数管理ができていない |
| ⑤環境変化に準備していない | ⑥教育を重視していない |
| ⑦本当の勇気が持てない | ⑧社長が、頑固・お人よし |

と、述べておられるようです。

再起ができる人は、

- | | |
|------------|-------------|
| ①素直な人 | ②明日のことで苦しむ人 |
| ③良質な友人を持つ人 | ④バランス感覚を持つ人 |
| ⑤感謝の心を持つ人 | ⑥家庭円満の人 |

だとも。

すべては、行動するかしないか。いろいろな人や物に感謝しながら先送りすることなく改善できることから一つずつ行動したいものですね。

税理士 山口 昇

平成22年度税制改正大綱より

前回は相続税法第 24 条の改正についてとりあげてみましたが、今回は所得税に関する主な改正についてご紹介いたします。(なお、金融証券税制等の特殊な内容については割愛させていただきました。)

◇扶養控除の見直しについて

「所得控除から手当へ」等の観点から、子ども手当が創設されることとなりましたが、これに関連して**平成23年分以後の所得税**の計算に係る扶養控除について、以下のように改正されることになりました。

①扶養親族のうち、年齢**16歳未満**の者（年少扶養親族）に係る扶養控除については**廃止**となります。

（改正前）38万円控除 → （改正後）控除なし

②扶養親族のうち、年齢 16 歳以上 23 歳未満の者（特定扶養親族）については、高校の実質無償化に伴い、**16歳以上19歳未満**の者に係る扶養控除の上乗せ部分（25万円）が**廃止**となります。

（a）16 歳以上 19 歳未満

（改正前）63万円控除 → （改正後）38万円控除

（b）19 歳以上 23 歳未満

（改正前）63 万円控除 → （改正後）63 万円控除（従来通り）

③23 歳以上の扶養親族に係る控除額は従来通りです。

なお、上記の金額は同居特別障害者の加算については含んでおりません。

従来より、扶養親族等が**同居の特別障害者**である場合には、**控除額を35万円加算**する措置がとられていました。（例えば、38 万円控除の方の場合は 73 万円の控除となっていました。）

今回の改正で年少扶養親族については扶養控除がなくなり、加算するところが無くなってしまいますので、この加算措置については、**特別障害者控除（40万円）に35万円を加算**する措置に改めることになっています。

結果、**加算部分の控除額は現在と変わりません**が、枠組みが変更になったということになります。

また、この所得税の改正を受けて、**個人住民税**の計算にあたっても同様に、**平成24年度分以後**、年少扶養親族に係る扶養控除（33 万円）、特定扶養親族のうち年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分（12 万円）がそれぞれ廃止となります。

◇寄付金控除の適用下限額引き下げ

所得税の計算において、寄付金控除の対象となる寄付金（特定寄付金と言います。）を支出したときは、現行では 5 千円を超えた部分が寄付金控除として取り扱わっていましたが、**平成22年分以後の所得税**の計算においては、足切額が 5 千円から 2 千円に引き下げられました。

例えば、1 万円の寄付をした場合、

（改正前） $10,000 \text{ 円} - 5,000 \text{ 円} =$ 寄付金控除額は 5,000 円

（改正後） $10,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円} =$ 寄付金控除額は 8,000 円

となります。今回の改正で、今まで少額で寄付金控除の適用が受けられなかつた方も、今後は対象となるケースが増えることになります。

◇生命保険料控除の改組

現行の生命保険料控除では、保険の種類により、**一般生命保険料控除**と**個人年金保険料控除**の区分により、それぞれ上限 5 万円ずつ合計 10 万円限度の控除額となっていましたが、**平成24年分以後の所得税**の計算においては、平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等のうち、介護又は医療保障を内容とするものを一般生命保険料控除と別枠で、「**介護医療保険料控除**」として控除することになりました。

この改正に伴い、**個人住民税**の計算においても同様に**平成25年度分以後**の生命保険料控除の額が変更となります。

おおまかには、区分ごとの上限は 4 万円・合計適用限度額は 12 万円（所得税の場合）となります。適用が平成 24 年以降であることや、旧契約と新契約が混在する場合の取扱いはどのようにすればよいか等、かなり内容が細かくなってしまいますので、詳細につきましては、また改めてご紹介させていただきたいと思います。

以上が、今回の税制改正での所得税に関する内容になります。次回の申告にすぐ影響するものとしては寄付金控除の部分だけですが、改正点に限らず、税額計算の仕組みや、ご自身の申告内容での再確認項目など、なにかご不明な内容につきましては遠慮無く各担当スタッフまでお声掛け下さい。

<西丸 保幸>

損害保険

店舗休業保険

店舗、作業場などで火災が発生した場合、建物や動産に生じた物の損害に対しては、火災保険で保険金が支払われます。しかし、火災保険だけでは、休業に伴う営業利益の減少や売上がなくても支払わなければならない人件費の支払いなど「営業上の損失」に対しては保険金が支払われません。

店舗休業保険では、このような罹災による休業期間中の粗利益の損失に対して保険金を支払うものです。

ポイント

一般物件を適用する小売店、卸売店、飲食店などのサービス業・製造業の店舗または作業場が対象となります。

休業損害は、建物などの物損害を上回ることがあります。

【例】 レストランが火事になり建物の一部が焼失、2ヶ月（60日）間営業できなくなつた場合

- 建物の価額は2,000万円で、その1/4が損害を受けたとします。
- 当該レストランの粗利益額は11万円とします。

建物自体の損害額……2,000万円×1/4=500万円

休業損失(粗利益)……11万円×60日=660万円

保険金額

保険金額は1事業所ごとに1日当たりの『粗利益額』を基準に、**200万円**を限度として定めます。

①『年間粗利益』から算出する方法

$$\boxed{\text{年間粗利益}} \quad \bullet \text{粗利益} = \text{売上高} - (\text{商品仕入高} + \text{原材料})$$
$$\boxed{\text{保険金額}} = \frac{\boxed{\text{年間粗利益}}}{\boxed{\text{年間営業日数}}}$$

②『職業別従業員1人あたり粗利益日額表』により算出する方法

$$\boxed{\text{保険金額}} = \boxed{\text{従業員1人あたりの粗利益日額}} \times \boxed{\text{従業員数}}$$

担保内容

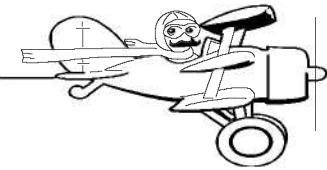
保険の目的が次の事故によって損害を受けた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失について、保険金を支払います。

- ①火災・落雷・破裂爆発・風災・ひょう災・雪災・水災・物体の落下・飛来・水漏れ・盗難によって営業が休止、または阻害されたために生じた損害
- ②隣接事故……他の店舗が上記①の事故にあったため、その結果、営業上に生じた損失
- ③公共施設の事故……保険の目的である建物などと配管、配線により接続している電気、ガス、水道、電話に上記①の事故にあったため、その結果、営業上に生じた損失

※企業のリスク管理に是非ご確認下さい。

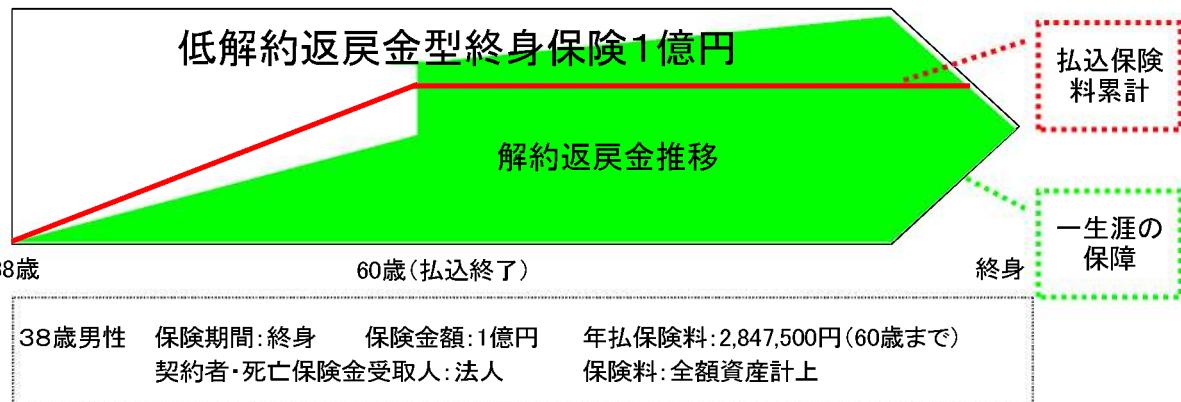
今回のテーマ

低解約返戻金型終身保険



経営者が加入している保険として一般的な「終身保険」の中でも、最近特に人気が高いのが「低解約返戻金型終身保険」と呼ばれる終身保険です。

今回は「低解約返戻金型終身保険」の特長と法人で加入される場合のポイントを紹介いたします。



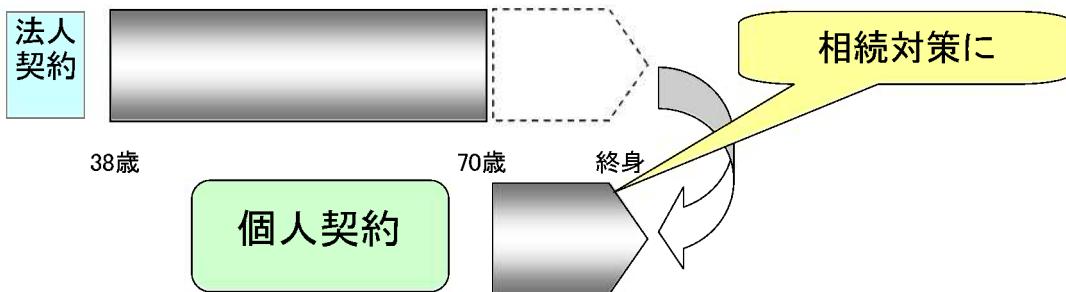
※ 上記金額は、ある保険会社での一例です。保険会社各社の商品により、保険料等はそれぞれ異なります。

加入時のポイント

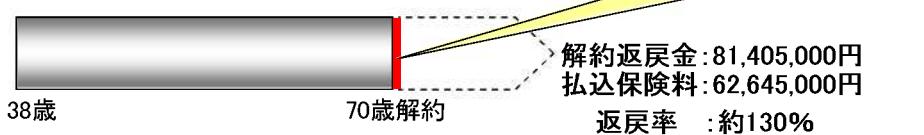
1. 払込期間中の解約返戻金を抑える(通常の7割)ことで、保険料が割安。
2. 払込期間満了後の解約返戻金は、通常の終身保険と同水準。
3. 保険料が割安なので払込期間満了後の返戻率が高い。

メンテナンスのポイント

選択肢1. ご勇退時に法人契約を個人契約へ名義変更できます。



選択肢2. 解約返戻金を退職慰労金に充当できます。



今回は、「低解約返戻金型終身保険」を紹介致しました。法人で加入する保険としては、最近では定期保険や遅増定期保険が多く、終身保険はどちらかといえば個人で加入するイメージが強いですが、現在では終身保険も色々なタイプの商品が販売されており、法人のニーズに合わせて有効に活用できます。具体的なご相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。

担当: 西丸保幸

社会保険

4月1日より雇用保険料率が変わります

労働保険料の算定に使用する雇用保険料率は以下のとおりです。
保険料算定の際はお気をつけください。

－雇用保険率表(平成22年4月1日改定)－

事業の種類	平成21年度(確定保険料の計算に使用)			平成22年度(概算保険料の計算に使用)		
	保険率			保険率		
		事業主負担率	被保険者負担率		事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	11/1000	7/1000	4/1000	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
農林水産・清酒製造の事業	13/1000	8/1000	5/1000	17.5/1000	10.5/1000	7/1000
建設の事業	14/1000	9/1000	5/1000	18.5/1000	11.5/1000	7/1000

○ 被保険者負担分について

- ・ 平成22年度の保険料算定基礎となる賃金から新しい料率で負担いただくこととなります。
 - ・ 平成21年度までに支払うことが確定した賃金は、確定保険料の算定基礎に含まれます。
- (例) 賃金締切日が3月で支払日が4月の場合
→ 確定保険料(21年度分)の算定基礎に含める

※平成22年度の労働保険年度更新については、こちらをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken21/index.html>

雇用保険の適用範囲が拡大されました！

○ 短時間就労者の方、派遣労働者の方の雇用保険の適用範囲が平成22年4月1日から次のとおり拡大されました。

旧	新
<ul style="list-style-type: none">○ 6ヶ月以上の雇用見込みがあること○ 1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること	<ul style="list-style-type: none">○ 31日以上の雇用見込みがあること○ 1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること

※ 4月1日以前から引き続き雇用されている方については、4月1日時点において、31日以上の雇用見込みがある場合には、加入していただくことが必要です。

※ 適用要件に該当する労働者の方を雇い入れた場合(4月1日以前から引き続き雇用され、新たに加入していただくこととなった場合も含まれます。)には、公共職業安定所に対して雇い入れた日の属する月の翌月10日までに雇用保険被保険者資格取得届を提出することが義務づけられています。

※ 雇用保険に加入した場合には、公共職業安定所から事業主を通じて雇用保険被保険者証等を交付することとしています。事業主の皆さまは、「雇用保険被保険者証」及び「雇用保険被保険者資格取得確認通知書」を確実に本人に渡してくださいようお願いします。

○雇用保険法の改正の内容について、詳しくはこちらをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken11/index.html>

●戦略給与情報システムPXをご利用いただいているお客様は、平成22年4月1日以降に支給する給与(賞与)の計算処理を行う前までに、PX(2009年4月版)をインストールし、新保険料率をシステムへ入力してくださるようお願いいたします。

一倉定の経営心得シリーズ

その七

経営戦略とは、「戦わずして勝つ」あるいは「戦わずして優位に立つ」ための事業構造の変革であり、それによつて自然に高収益を生むことができるような体勢を実現することである。

孫子の戦略の定義を経営に当てはめてみると、それは「高収益型事業構造」のことである。しかも、「自然に高収益が上がるような」事業構造でなければならない。

事業は、永久に存続しなければならないという至上命令を背負っている。そのためには存続に必要な利益を確保しなければならない。：

経営戦略は常に先手をとることによつて大きな効果を發揮する。

しかもその戦略は、そのごく一部を除いて敵はなかなか気づかないし、気づかれても反撃が難しい場合が多い、という誠に安全度の高いものである。その上、状況の変化に対応することもやさしいのである。だから戦略のあるなしでは、長期的に大きな差がつくものである。

FX2活用事例

FX2で部門別管理を行う意味とは？



M社の場合（金属プレス加工業）

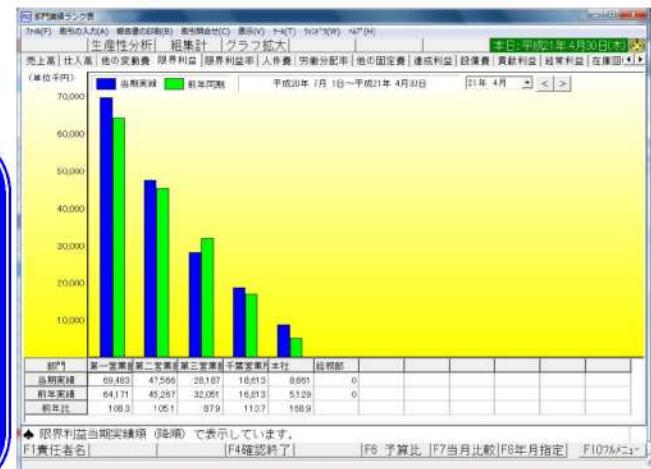
M社は主にアルミニウムのプレス加工を行っており、「エアコン部品」「給湯器」「二、四輪車のラジエータ部品」製造が売上の柱を担っています。社長は「一つの分野に特化するのではなく、バランス良く手掛けねばリスクヘッジとなる」という考えを持ちながら経営を行って来た為、結果的に不況に強い体质を作ることが出来たのだそうです。またM社では10年以上前からFX2を導入しています。社長がFX2で頻繁に確認されているのは、**変動損益計算書と資金繰り表**です。まず①売上高、②限界利益を確認し、③経費を確認します。その他に、金型製造も行っているため、プレス加工と金型製造部門に分けて管理しています。M社の場合、金型は全て外注であり、本業と一緒にしてしまうと実態が把握しにくくなるため、FX2で部門管理を行っています。その為、本業であるプレス加工の限界利益の変動が把握出来るようになりました。

This screenshot shows the FX2 software interface with several windows open. One window displays a list of reports like '仕訳書' (Journal), '会計日帳' (Accounting Journal), and '預金出納帳' (Bank Reconciliation). Another window shows a '部門別業績' (Departmental Performance) report with a red box around '43 部門別利益管理表' (Departmental Profit Management Report). A third window shows a '部門別業績ランク表' (Departmental Performance Ranking Table). A large green arrow points from the top left towards the '43' report window.

43 FX2 部門別利益管理表

This screenshot shows the '43 FX2 部門別利益管理表' report. It displays a table of departmental profit data across four columns (A, B, C, D) for the period from July 1, 2020, to April 30, 2021. The table includes columns for item name, current period, previous period, percentage change, and various financial metrics like sales, cost of goods sold, gross margin, and profit. A yellow arrow points to the '43' report in the left sidebar of the main window.

42 部門業績ランク表



経営者の方が、管理したい最小単位が部門となります。

（最小事業単位の例）

- ①支店・営業所別 ②担当者別 ③商品グループ別 ④地域別 ⑤生産ライン別 等

興味をお持ちの方は、山口会計事務所までお問い合わせください。なお、6月にFX2が大幅にレベルアップします！！ぜひご期待ください。

これからのお研修

掃除に学ぶ会 三条市立上林小学校 5月9日（日） 8:30～12:00

原点の会 三条商工会議所 5月11日（火） 9:00～11:30

ツキと運を身につける成功法・パート3セミナー

講師：西田文郎氏 加茂市産業センター 7月10日（土） 9:00～12:00

あとがき

4月は、多くの企業にとっては新しい事業年度が始まる月であり、社内が活気に溢れる時期でもあります。私の娘も会社2年目に突入。新しい所へ異動になったという知らせがありました。昨年の秋から配置された所の責任者になり自分なりにいろいろなことを経験したようです。娘が働くようになり、自分自身も仕事をしているので、仕事の話もするようになり、同じ目線で話しができるようになりました。娘も責任者になってからいろんな悩みがあるようでしたので、少し前に自分自身が読んで感動した本の内容をメールで送りました。その内容は「元気でやってる 今働く幸せ」という本を読んでいたら感動して涙がでてきて、貴方のことを思い出しました。その本の中で、人間の幸せは、働くことによって手に入れることができるんだって。働くとは、お金のためでなく、自分のためでもなく、人にために働くからこそ、人は、ほめられ、人の役にたち、必要とされる、働くことは、いやなこともあると思うけど、一生懸命働くければ誰かが応援してくれるよ、貴方のことを必要してくれる人のために今一度原点に戻って頑張って」
激励頑張れと意味を込めてのメールでしたが、自分自身にも言えることだと思いました。
「働く」とは、人のために働くこと。素晴らしい考え方ではないでしょうか。
今一度見つめ直したいものです。

渋木洋子

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日



日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3						
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	



日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 山口 昇税理士事務所

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp